

浦安市まちづくり基本条例(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
 E：案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
1	条例に対する全体的な意見	本当にこの条例は必要なのか。	E	本市では、公有水面埋立事業に伴う大規模住宅開発が終盤を迎え、まちは「発展期」から「成熟期」へと移行してきている中、活力ある地域社会を形成していくためには、これまで以上に、市民や地域コミュニティ、市民活動団体など多様な主体が、議会や市とともにまちづくりの担い手となりまちづくりを進めていくことが重要であると考えています。 そこで、本市を取り巻く時代や社会情勢が変化しても左右されることのない、様々な立場や価値観を超えて共有することができるまちづくりの基本的な考え方や基本原則を条例として明らかにする必要があると考えています。	
2	条例に対する全体的な意見	コストをかけて作ったことによるメリットは何か。	E	浦安市まちづくり基本条例の目的は、まちづくりの基本原則を明らかにし、情報共有、参加や連携協力のあり方などのまちづくりを推進するための基本的な事項を定めることであり、市民参加手法の1つである住民投票などの具体的な制度等を定めることではありません。 そのため、直ちに市民生活に影響を及ぼすものではありませんが、この条例の制定により、まちづくりに必要な情報が共有され、参加の機会が確保され、市民の意見がより市政にいかされることなどが期待されます。	
3	条例に対する全体的な意見	条例制定後は重要な議案は全て住民投票をするような、本当の意味での市民参加になるのか。	E		
4	条例に対する全体的な意見	まちづくり条例は街づくりを行う街づくり委員会と、一般市民が混同されているのは、おかしいと思います。以下のようにしてはどうですか。 1. 市役所はこの趣旨を目的として従来の自治会、老人会、協働事業、その他プロジェクト等に関連する方々を街づくり委員会(仮称)と組織し、彼らの中から市民代表者委員会のメンバー、約10名を選定する。 2. 委員会に対して市役所はこの目的を達成するために補助金を交付し、活動に当たっては両者の立場を五分五分とし、意見を言い合い、その目的を達成する。 3. 市役所は現状よりさらに一歩踏み込み、補助金の使い方の会計監査や指導、現場における会員の積極的参画、活動の援助を行う。 4. この業務を行う上で、委員会の権利や義務は市役所と同等とし、その責任を共有する。 5. 代表者会議は市役所が行った工事や行政について住民の意見を集約、結果の確認と改善を詰める。 6. 一般の市民は委員会によって決められた条例や施設について積極的に利用し、不具合や改善点を委員会を通じて指摘し、街づくりに協力していく。	E	参考意見とします。	

浦安市まちづくり基本条例(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
 E：案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
5	条例に対する全体的な意見	この条例で欠如している点は、まずは市役所の体質改善と新しい役割、市民団体の育成と権利の保護、出来れば各々の団体を公平に扱うこと、さらに各々のPDCAサイクルにおける各々の役割分担あたりではないですか。	C	第4条第3項において、市及び議会は、市民の信頼に基づいて、その取組を補完し、支援すること、第13条において、市及び議会は、市民の参加する権利を保障するとともに、参加を促進し、支援することを規定しており、市民活動団体や地域コミュニティなど市民の取組や参加を支援することを示しています。 なお、市が行政運営を行う上での基本原則や行政運営に関する基本的な事項については、新たに制定を予定している浦安市行政基本条例において、市民参加を推進するための基本的な事項については、浦安市市民参加推進条例においてそれぞれ規定しています。	第4条第3項 第13条
6	条例に対する全体的な意見	この条例は市民会議の意見が生かされているのでしょうか。参加者が最後には半減しましたが、企画政策課は方法を反省すべきと思います。条例の前文の参考にしたいなら、その旨を募集要項に入れてはと思います。	C	浦安まちづくり市民会議では、浦安市に対する思いや考えを述べていただいた上で、条例と関連が深い「まちづくりにおける市民と市の役割等」や「まちづくりにおける市民と市のつながり(連携・協力)」などについて意見を聴取しました。 いただいたご意見については、第4条 まちづくりの基本的な考え方、第7条 市民の役割、第10条 情報共有、第13条 参加、第14条 連携協力など条文の参考とさせていただきます。	第4条第2項 第4条第3項 第7条第1項 第7条第2項 第10条第1項 第10条第2項 第13条 第14条第1項
7	条例に対する全体的な意見	この条例はまちづくりといっても建物や道路、街の活性化や高齢者の看護等、あまりにも範囲が広く、全ての市民を対象にしている点に疑問があります。まずは的を絞ってはどうでしょう。松戸市や千葉市の条例を見てみましたが、出来はそちらが良く、残念です。 具体的には協働事業や自治会が動くと思いますが、加入率も低く、高齢化等で、リーダー不足です。この対策と改善策がない。彼らをまとめて組織化し、代表者で市民委員会を作り、市役所とは五分五分の相談と活動ができれば幸いです。グループの整理も必要です。	D	浦安市まちづくり基本条例は、まちづくりの基本原則を明らかにし、情報共有、参加や連携協力のあり方などのまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるものであるため、第3条第4号では「まちづくり」を「浦安市における公共の福祉を増進するあらゆる取組」と幅広く定義しています。 そのため、個別分野における具体的な内容については、この条例に定める事項と整合性を図りながら、個別の条例等において定めるものと考えています。	第3条第4号
8	条例に対する全体的な意見	市役所は協働事業を始める際に、パートナーとして信頼できるのでしょうか。現場に出られる職員も少なく、問題解決と一緒に当たって頂ける方が少ない、市役所自身の改革が必要です。まずは民間の厳しさを学んでほしい。今回の事例を見ても市役所は市民目線で仕事をし、業務を行った後に十分な確認をしていますか。この条例の作成にはそれが無い気がしており、慣例化していると感じます。目標管理をやられているようですが、業務評価(能力給)と職員のやる気は大丈夫ですか？今後の改革の課題として頂ければ幸いです。	E	参考意見とします。	

浦安市まちづくり基本条例(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
 E：案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
9	条例に対する全体的な意見	まちづくりに関して関心ある市民が条例の解釈をよく理解できるようにしてください。 ・市民がわかりやすいように図示もしてわかりやすくする。 ・市民の要望～実行までのルールがわかるようにする。 ※現存する「市長への手紙」の扱いはどうなるか仕分けの検討が必要と思います。	E	条例の内容を理解しやすくするため、各条文の解釈などをまとめた「条例の考え方」を別途作成する予定です。 なお、市の説明責任や意見、要望等への応答責任については、新たに制定を予定している浦安市行政基本条例第15条において、「市は、行政運営に関することについて、適切な方法により市民に分かりやすく説明するとともに、市民からの意見、要望等の内容に応じて迅速かつ適切に対応する。」と規定しています。	
10	条例に対する全体的な意見	地震・台風時の災害復旧工事の要望、やりかた、進め方も対象となる内容としてください。	D	浦安市まちづくり基本条例は、まちづくりの基本原則を明らかにし、情報共有、参加や連携協力のあり方などのまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるものであり、個別分野における具体的な内容については、この条例に定める事項と整合性を図りながら、個別の条例等において定めるものであると考えています。	
11	条例に対する全体的な意見	この基本条例の制定は、市民にもっとよくわかるようにお知らせされるのがよいです。	E	条例制定後も様々な手法により、市民の皆様への周知啓発を図ることを予定しています。	
12	条例の名称	条例のタイトルを「浦安市自治基本条例」とする。第1条(目的)の記載を見ると、浦安市が制定する各条例の共通ルールと位置づけており、いわゆる「まちづくり条例」との混同を招かないためにも、「浦安市自治基本条例」とすることが本条例の趣旨に沿うと考えます。	D	浦安市まちづくり基本条例は、まちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めるものであることから、「浦安市のまちづくりの基本」となる条例であると捉えています。また、市民にも馴染みやすい名称とするため、「まちづくり基本条例」が適切であると考えています。 ただし、ご指摘のとおり開発事業に伴う手続等を定める「まちづくり条例」と似通った名称であるため、混同されることがないように、条例の周知啓発に努めてまいります。	
13	第1条	以下のとおり、市民による街づくり条例(私案)を提案する。 ・条例の目的 高齢者社会を迎え、生産人口と税収が減ることが予想され、効率的な税収利用、高齢者社会での現場にあった新しい浦安市の街づくりと地域の活性化が必要になる。そこで、市役所と住民が協力し、税金の効率的な運用と現場での活用を直結させ、市民自らが計画し、市役所と協力、浦安市が抱える問題を解決し、より地域にあった街づくりを行うため、ここに条例を定める。	C	本市では、公有水面埋立事業に伴う大規模住宅開発が終盤を迎え、まちは「発展期」から「成熟期」へと移行してきている中、活力ある地域社会を形成していくためには、これまで以上に、市民や地域コミュニティ、市民活動団体など多様な主体が、議会や市とともにまちづくりの担い手となりまちづくりを進めていくことが重要であると考えています。 そこで、本市を取り巻く時代や社会情勢が変化しても左右されることのない、様々な立場や価値観を超えて共有することができるまちづくりの基本的な考え方や基本原則を条例として明らかにする必要があると考えています。 このようなことから、まちづくりの基本原則を明らかにし、情報共有、参加や連携協力のあり方などのまちづくりを推進するための基本的な事項を定めることを目的として、浦安市まちづくり基本条例を制定するものです。	第1条

浦安市まちづくり基本条例(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
 E：案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
14	第1条	<p>第1条第1項として、「市及び議会は、第5条に定めるまちづくりの基本原則に則り、市は可能な限り情報を公開し、市民等に参画の機会を提供し、適正手続きを踏み、策定します」を加筆し、素案の第1条第1項は第2項とする。</p> <p>今後の市政の運営は行政任せでなく、住民一人ひとりも自分事として考え、行動することが求められます。</p> <p>そのためには、徹底した情報公開による住民参加のまちづくりが必要です。浦安の豊かな自然環境と美しい景観を守り、育み次世代に引き継ぎ、自立したまちづくりの実現には、多くの市民が自分事として受け止め、行動する必要がある、そのためには適正手続きの担保は不可欠です。総合計画(まちづくり)は、多くの住民の参画を得ることで、より良いものになり、他人事でなく自分事として住民が行動するきっかけになります。</p>	D	<p>第1条は、浦安市まちづくり基本条例の目的について定めるものであり、条例の制定手続きを含めたまちづくりの進め方については、第5条 まちづくりの基本原則において規定しています。同条では、「情報共有の原則」「参加と連携協力の原則」「健全な市政の原則」をまちづくりの基本原則に位置付けており、これらに基づいて、まちづくりを進めていくことを示しています。</p>	第1条 第5条第1号 第5条第2号 第5条第3号
15	第1条	<p>まちづくりとは何か、基本的事項はもっとわかりやすく記載してください。</p>	B	<p>第3条第4号において「まちづくり」を「浦安市における公共の福祉を増進するあらゆる取組をいいます。」と定義しています。</p> <p>また、条例の内容を理解しやすくするため、各条文の解釈などをまとめた「条文の考え方」を別途作成する予定です。</p>	第3条第4号
16	第2条第1項	<p>「市民、市及び議会は、この条例の趣旨を最大限に尊重します」とありますが、条例の趣旨はどこに示されていますか。趣旨を明示してほしいです。</p>	B	<p>浦安市まちづくり基本条例は、まちづくりの基本原則を明らかにし、情報共有、参加や連携協力のあり方などのまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるものであり、第1条において条例の目的として規定しています。</p>	第1条
17	第2条第2項	<p>第2項後半の個所は、以下の加筆を行う。</p> <p>「<u>・</u>・条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、<u>憲法、関連法規、及びこの条例に定める事項との整合性を図ります</u>」と、「<u>憲法、関連法規、及び</u>」を加筆する。</p> <p>武蔵野市の住民投票条例の混乱をみるまでもなく、今後、住民投票条例やまちづくり条例などを制定する際、法治国家である以上、憲法94条、地方自治法14条1項、同2項などを遵守することは当然です。</p>	B	<p>日本国憲法第94条は、地方公共団体が法律の範囲内で条例を制定することを認めており、地方自治法では、第14条や第15条において、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、条例や規則を制定することができることとされています。</p> <p>浦安市まちづくり基本条例は、これらの規定に基づいて制定するものであり、また、他の条例や規則等についても憲法や地方自治法と整合性を図ることは、当然の前提であると考えています。</p>	第2条第2項
18	第2条第2項	<p>総合計画はいつ出来たのか明記する。</p>	D	<p>現在の総合計画は、令和元年12月に策定したものであり、基本構想は令和2年度から令和21年度までの20年間、基本計画は令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間としています。</p> <p>現在の総合計画の期間終了後においても、この条例に基づいて、新たな総合計画を策定していくことから、条文に総合計画の策定期間を記載する考えはありません。</p>	第2条第2項

浦安市まちづくり基本条例(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
 E：案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
19	第3条第1号	市民の定義について。外国籍の市民は、投票に加わるのか。	E	地方自治法では、市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村の住民とすると規定されており、この住民には、外国人や法人も含まれます。 まちづくりは、幅広い人たちが協力し合って取り組むことが重要であると考え、第3条第1号において、地方自治法の住民だけでなく、市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体も含めて市民と定義しています。 なお、市民の範囲については、具体的な権利や責務の内容あるいは政策等の目的や性質等によって変わるものと考えており、それらの内容に照らしてそれぞれの条例等で定めるものと考えています。	第3条第1号
20	第3条第1号	(1)市民の個所は、市民を「市民」「市民等」の2つに分け、次のような記述する。以下(2)を(3)に、(3)を(4)に、(4)を(5)に変更する。 「(1)本条例にいう市民とは、浦安市に選挙権を有する者をいう」とし、「(2)本条例にいう市民等とは、浦安市に選挙権を有する者のほか、市内に住所を有する者及び市内において働き、学び又は活動する個人又は団体をいう」とする。 住民投票などの参政権は国民固有の権利であり、外国人や法人、団体などには認められていません。一方で、まちづくりにおいては、外国人や18歳以下の者、市外からの通勤・通学者や企業、団体も街づくりに参画の余地を残した方が良いでしょう。	D		
21	第3条第4号	まちづくりの定義が「浦安市における公共の福祉を増進するあらゆる取組」となっているが、範囲が広く漠然としすぎている。なぜこのような定義としたのか知りたい。	E	浦安市まちづくり基本条例は、まちづくりの基本原則を明らかにし、情報共有、参加や連携協力のあり方などのまちづくりを推進するための基本的な事項を定めることを目的としています。 そのため、「まちづくり」については、特定の分野に限定することなく、公共施設の整備などいわゆるハード面のみならず、ゴミ出しや福祉サービスなどいわゆるソフト面も含めた広い概念で捉えるべきであると考え、第3条第4号では「まちづくり」を「浦安市における公共の福祉を増進するあらゆる取組」と幅広く定義しています。	第3条第4号
22	第3条	以下のとおり、市民による街づくり条例(私案)を提案する。 ・参加者の定義 参加者は市長、市役所に加え、市役所が補助金を交付している協働事業体、例えば自治会、老人会、市民によるボランティア活動団体等とする。これらのメンバーから代表者を10～20名程度選出、代表者会議(任期2年、市長が任命)を新規に作る。協働とは市民や団体が市役所と相互信頼の下で協力し合い、地域の課題を解決する事業を指す。	D	まちづくりは、幅広い人たちが協力し合って取り組むことが重要であると考え、第3条第1号において、地方自治法の住民だけでなく、市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体を含めて市民と定義しており、「参加者」という用語を記載する考えはありません。	第3条第1号

浦安市まちづくり基本条例(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
 E：案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
23	第4条	第4条 まちづくりの基本的な考え方について、市民に対しては努力義務程度で良い気がします。本来は税金を払っている以上、業務は市役所が行い、市民は計画に参加やチェックする立場です。	D	まちづくりに当たっては、国や市などが課題を設定するのではなく、現場で暮らしている市民目線で何をすべきなのか、市民の意思を軸に考えていくことが重要であると考えています。 そのため、まちづくりの基本的な考え方として、第4条第1項において「まちづくりは、市民の意思に基づいて進められることを基本とします。」と規定しています。その上で、同条第2項において、市民は自らできることは自ら、自分たちでできることは自分たちで考えて実践することとし、同条第3項において、市や議会は、市民の行うまちづくりを尊重した上で、市民の信頼に基づいて、その取組を補完し、支援することとしています。	第4条第1項 第4条第2項 第4条第3項
24	第4条第3項	まちづくりの中心が市民なのはよいとして、行政と議会も主体的な役割を果たすべきである。 したがって、市及び議会は取組みを補完・支援するだけでなく、自らまちづくりを推進すべきではないか。	B	第4条第3項で、市や議会は、市民の行うまちづくりを尊重した上で、市民の信頼に基づいて、その取組を補完し、支援することを規定するとともに、市長及び議会が主体的に果たすべき責務を第8条及び第9条で規定しています。 市長の責務については、第8条において「浦安市の代表者として、その地位が市民からの負託によるものであることを認識し、公正かつ誠実に行政運営に当たるとともに、職員を指揮監督し、その育成に努めなければなりません。」と規定しています。 また、議会の責務については、第9条において「直接選挙によって選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、市民の意思を市政に反映させるよう努めなければなりません。」と規定しています。	第4条第3項 第8条 第9条
25	第4条第3項	市民の行うまちづくりとは何か、具体的に明記するのが良いです。	B	第3条第4号において、「まちづくり」を「浦安市における公共の福祉を増進するあらゆる取組をいいます。」と定義しています。 また、具体例などについては、各条文の解釈などをまとめた「条文の考え方」において示す予定です。	第3条第4号
26	第5条	第5条 まちづくりの基本原則について、市役所の希望や思い込みが大きい気がします。「市民はまちづくりに参加できる」程度で、いいのではないのでしょうか。	D	第5条では、前条に定める「まちづくりの基本的な考え方」を踏まえて、まちづくりの進め方を示す3つの「基本原則」について定めています。 第5条第2号に定める「参加と連携協力の原則」については、市民、市及び議会は、それぞれがまちづくりの当事者であるため、まちづくりに参加するだけでなく、個人、近隣、地域コミュニティ、市民活動団体や事業者などの多様な主体が市や議会とともに連携協力してまちづくりを進めることが必要であると考えて、基本原則に位置付けています。 また、参加と連携協力を進めていく上では、情報の共有が前提になるため、同条第1号に「情報共有の原則」を位置付けるとともに、これらの基本原則に基づいたまちづくりを将来にわたって支えていくため、同条第3号に「健全な市政の原則」を位置付けています。	第5条第1号 第5条第2号 第5条第3号

浦安市まちづくり基本条例(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
 E：案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
27	第5条第3号	計画的とは何に基づくものか明記できませんか。	B	第5条第3号に定める「健全な市政の原則」において、「市及び議会は、二元代表制の下、市民の信頼に応えながら、総合的かつ計画的に健全な市政を行います。」と規定しています。 この規定を受けて、第15条第1項において、市長は、浦安市の最上位計画として総合計画を策定し、市は、これに基づいて総合的かつ計画的に行政運営を行うことを規定しています。	第5条第3号 第15条第1項
28	第6条	第6条に市民の意見要望権利を追記する。	B	意見や要望を述べることは、まちづくりへの参加手法の1つであることから、第6条第2項に定める「参加する権利」に含まれます。	第6条第2項
29	第6条 他	以下のとおり、市民による街づくり条例(私案)を提案する。 ・参加者の権利と保護 協働事業を行う場合、その立場、権利、義務等が生じるが事業者と市役所は対等とし、お互いの自主性や独創性を尊重する。相互に自由に意見を述べ、多様性を追求し、情報は市役所が纏めて整理し、広報で市民と共有化するものとする。但し緊急事態に関するものは市長が責任者として即決し、両者で調整する。 多くの参加団体が考えられるが、それらの扱いは公平とし、市役所が責任を持って調整する。但し、この事業には政治や宗教等特定な目的の方は参加できない。 両者は必要と認めた場合、他事業者や市町村への研修やOFFJTを行ない、会員や職員のレベルアップを図る。 希望する市民は代表者会議に立候補ができる。 市民はこの事業を実施するに当たり条例の改正や新規の条例が必要な場合にはこれを市長に提案できる。 本事業における人件費については、基本はボランティアのため、無償とする。 個人情報の保護は最終的に市役所が責任を負う。また、居住地において差別が生じる危険性のあるものは、市役所が責任を持って保護する。 本事業において生じた事故やトラブルについては市役所が間に入り、調整、解決していく。	D	浦安市まちづくり基本条例は、まちづくりの基本原則を明らかにし、情報共有、参加や連携協力のあり方などのまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるものです。 具体的な事業の進め方等については、この条例に定める事項と整合性を図りながら、個別の条例等において定めるものであると考えています。	

浦安市まちづくり基本条例(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
 E：案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
30	第7条	第7条について、市民はあくまでも参加するだけで、責任は市役所にあることを忘れていませんか。	D	<p>まちづくりの基本的な考え方として、第4条第1項において「まちづくりは、市民の意思に基づいて進められることを基本とします。」と規定しています。その上で、同条第2項において、市民は自らできることは自ら、自分たちでできることは自分たちで考えて実践することとしています。</p> <p>これらの規定を受けて、第7条第1項において、市民は、まちづくりの主体であることを認識し、参加するよう努めることを規定しています。また、まちづくりには、様々な立場や考えを持った人が関わっていることから、同条第2項において、まちづくりへの参加に当たっては、互いの立場や考えを尊重することを規定しています。</p> <p>なお、まちづくりに参加していることの公共性を自覚し、まちづくりの参加に当たっては、責任ある発言や行動をすることが必要だと考えています。</p>	第4条第1項 第4条第2項 第7条第1項 第7条第2項
31	第7条	市民の役割について、誰が参加するかわかりやすくしてください。	B	<p>第7条における「市民」については、第3条第1号において「市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいいます。」と定義しています。</p>	第3条第1号 第7条第1項 第7条第2項

浦安市まちづくり基本条例(素案)に対する意見と市の考え

- A : 意見を受けて加筆・修正したもの
- B : 案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
- C : 案に意見の考え方が一部含まれていたもの
- D : 案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
- E : 案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
32	第7条 他	<p>以下のとおり、市民による街づくり条例(私案)を提案する。</p> <p>・参加者の役割</p> <p>【地域の活性化プロジェクト】</p> <p>Plan: 新規の計画・立案は全ての住民や団体が行う権利を持ち、市役所を通じて参画できる。既存のものは市役所と相談し、内容を吟味、参画できる。これらを纏めて、市役所は活動補助金を見積もる。代表者会議は総合的に整理し、実施テーマを決定し、市役所は予算化し、市民と情報を共有化する。</p> <p>Do: 市役所は市民目線で事業の相談・指導、情報交換、補助金の適正な管理、協働事業体の育成を行い、市民の積極的参加を応援する。各協働事業体や市民は市役所と共に計画を実行し、問題点があれば再検討し、次のActionへの段取りをする。</p> <p>Check: 各協働事業体は市役所と協議し、事業結果と効果、反省点や効果を纏める。必要なら市役所は報告会を開く。市役所はこれら全てを取纏め、代表者会議に報告、ここで問題点があれば更に詰め、市長と市民に報告する。</p> <p>Action: これらを継続、中止、修正課題に整理し、協働事業体は次年度の計画を作り、市役所に新規に提出する。</p> <p>【住民による市政への参加、構造物の作成】</p> <p>Plan: 全ての市民・団体は各地域の問題点等を整理し、市役所に相談・提出できる。市役所はこれを整理し、予算化する。企画政策課は総合計画と照合し、全体の調整を行う。これを代表者会議に提出し、優先度を決め、実施事業を決定する。</p> <p>Do: 市役所は提案した市民・団体と構造物(施設、道路等)を専門業者と更に相談し、予算化し、これを施工する。</p> <p>Check: 市民や協働事業体は出来上がった施設等を有効利用し、問題点等があれば市役所に報告し、対応を協議する。市役所が主体で行う大規模施設等に疑問がある場合、住民は代表者会議を通じて意見を集約し、詰める事ができる。</p> <p>Action: 市役所は専門家を含めて、修正案を作り、予算化して対応し、これらの効果を纏め、情報を市民と共有化する。</p>	D	<p>浦安市まちづくり基本条例は、まちづくりの基本原則を明らかにし、情報共有、参加や連携協力のあり方などのまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるものです。</p> <p>具体的な事業の進め方等については、この条例に定める事項と整合性を図りながら、個別の条例等において定めるものと考えています。</p>	

浦安市まちづくり基本条例(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
 E：案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
33	第8章	第8章は「健全な市政」となっているが「健全な市政」という言葉から「汚職のない市」「財政の均衡維持」等を連想した。第8章の表題としては「市政の透明性確保」のほうが良いのではないか。なお第15条の文言に異存はない。	D	第3条第3号において「市政」を「行政運営及び議会活動をいいます。」と定義しており、行政運営と議会活動のそれぞれが第15条に定めるとおり正常に機能した状態にあることをもって「健全な市政」と表現しています。	第3条第3号 第15条第1項 第15条第2項
34	第10条第1項	まちづくりに関する情報の市民への提供方法を明記してください。	D	第10条第1項において、市及び議会は、まちづくりに関する情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供することを定めていますが、「適切かつ分かりやすい形」は、制度や事業等によって異なるものであり、それらの内容に照らして判断するものと考えているため、具体的な提供方法を記載する考えはありません。	第10条第1項
35	第17条	状況の変化による条例の変更は、誰がどのようにして行うのか明記してください。	D	条例の根幹に関わるような大きな見直しが必要となった際は、制定時と同様に市民の参加のもとに手続を進める必要があると考えますが、その手法については、市を取り巻く社会経済情勢やまちづくりに対する市民ニーズなどを捉えながら判断するものと考えているため、具体的な見直しの方法を記載する考えはありません。	第17条